令和6年度 睦沢町肥料等価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化する肥料及び飼料価格の高騰により厳しい経営環境におかれている、町内農業者(以下「農業者」という。)に対し、予算の範囲内において、睦沢町肥料等価格高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付し事業継続を支援するため、当該支援金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めると ころによる。
- (1) 町内農業者 町内に住所または事業所を有し、営利を目的として現に農業を行っている者をいう。

(支給対象者)

- 第3条 支援金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。) は、次の各号全てに該当する者とする。
 - (1)令和6年1月1日時点で町内に住所又は事業所を有し、営利を目的として 現に農業を行っていること。
- (2) 第7条に定める交付申請の日以後も継続して町内で農業を営む意思があること。
 - (3)第7条に定める交付申請の日以前において町内で営んだ農業に関し、確定申告(法人税法(昭和40年法律第34号)の規定による法人の確定申告及び所得税法(昭和40年法律第33号)の規定による個人事業主の確定申告をいう。第4条第1項において同じ)を行っていること。
 - (4) 前号における、確定申告において販売金額又は売上高等が50万円以上であること。(複数事業所を有する者は、その合計金額とする。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。
- (1) 町税を滞納している者
- (2) 睦沢町暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第1項から第3項 までに該当する者。また、当該暴力団等と親密な関係を有する者
- (3) その他、本事業の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者

(交付対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、 交付対象者が営利を目的として町内で営む事業における事業年度終了日が令 和5年1月1日から令和5年12月31日までの確定申告の肥料費及び飼料費 又は令和5年分の青色申告若しくは白色申告の肥料費及び飼料費とする。

(交付対象外経費)

- 第5条 次の各号に該当するものは交付対象経費の対象外とする。
 - (1) 事業用以外で使用した肥料費及び飼料費
 - (2) 販売を目的とした仕入れ肥料費及び飼料費

(支援金の額等)

- 第6条 支援金の額は、交付対象経費に100分の10を乗じて得た額(その額に 千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)の範囲内において町 長が定める額とし、50万円を限度とする。
- 2 支援金の交付は、同一の交付対象者につき、1回限りとする。

(交付申請)

- 第7条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、睦沢 町肥料等価格高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町 長に提出しなければならない。
 - (1) 支援金額算出表(様式第2号)
 - (2) 交付申請に関する誓約書及び同意書
 - (3) 交付対象経費を明らかにする書類で、次に掲げるもの
 - ア 法人の場合 事業年度終了日が令和5年1月1日から令和5年12月 31日までの確定申告(別表一)及び決算報告書の損益計算書又は収支計 算書の写し
 - イ 個人で青色申告を行っている場合 令和5年分の所得税青色申告決算 書の写し
 - ウ 個人で白色申告を行っている場合 令和5年分の収支内訳書の写し
 - (4) 申請者名義の振込口座の通帳等の写し(銀行名、支店名、口座番号、口座 名義(フリガナ)が分かるページ)
 - (5) その他町長が必要と認める書類
 - 2 前項の規定による交付申請書の提出部数は1部とする。
 - 3 町長は、適正な交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項に つき修正を加えて交付決定及び額の確定をすることがある。

(支給の決定及び交付額の確定)

第8条 町長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付決定及び交付額の確定を行ったときは、睦沢町肥料等価格高騰対策支援金交付決定兼額確定通知書(様式第3号)により、支給しないことを決定したときは、睦沢町肥料等価格高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

- 第9条 前条の規定により、支援金の交付決定及び交付額の確定の通知を受けた申請者は、支援金の交付を受けようとするときは、睦沢町肥料等価格高騰対策支援金請求書(様式第5号)により町長に請求しなければならない。
- 2 町長は、前条の規定により交付決定及び額の確定をしたときは、申請者が指定した口座へ振込みにより支援金を交付するものとする。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年3月31日までに、この告示の規定により支給決定したものについてなされた処分、手続きその他の行為は、なおその効力を有する。